

## 営業顧問契約書

甲と乙とは、乙が甲のために行う営業顧問業務（紹介取次）に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

甲	住所 : 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20階 会社名 : ラフ・メイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

### 第1条

- (1) 甲は乙に対し、顧客紹介業務を行なうことを委託し、乙はこれを承諾したものとする。
- (2) 乙が甲に紹介する見込み顧客(以下、紹介客)は、甲が提供する営業代行サービス「W」(以下、当該サービス)に関心を有する者で、甲より直接連絡が可能なものとする。
- (3) 甲は、乙からの紹介客に対し、甲の裁量により甲のサービスを提供するか否か選別するものとする。
- (4) 乙は、紹介業務の遂行に当たって、個人情報等を甲に伝えること、及び、甲より当該サービスの勧誘があることを紹介客に説明の上、その承認を得るものとする。
- (5) 乙は、甲の提供する当該サービスの内容を把握し、紹介客へのティーアップを行った上で、紹

介客を甲に紹介するものとする。

## 第2条 紹介料について

- (1) 当該サービス成約1件につき、登録料の10%を紹介料として、甲は乙に支払う。
- ※お支払いは、新規登録者の登録料のお支払い完了月の翌月末に請求書をご発行いただき、翌々月末に乙の指定する金融機関口座に甲が振込手数料負担の上、お支払いします。
- ※成約した新規登録者の登録料のお支払いが完了しない限り、ご紹介料をお支払いする事はできないため、予めご了承ください。
- ※免税事業者(インボイス発行事業者ではない)の場合は、税抜きでご請求書の発行をお願いします。
- (2) 乙による紹介客が、甲が提供する営業代行契約(W)の年間契約の更新をした場合、紹介料は発生しないものとします。

第3条 乙は、本契約に関して知り得た甲の業務上、営業上及び技術上、その他一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。但し、顧問業務を遂行するのに必要な情報については、甲の名誉、信用又は財産を侵害しない場合においては、必要最小限の範囲内で使用することができるものとする。また、甲及び乙は、本契約に基づき顧問契約を締結している事実以外の契約内容を、第三者に漏洩してはならない。

第4条 乙は、本契約に基づく紹介業務の全部または一部を第三者に対して再委託することはできないものとする。

第5条 本契約に定めのない事項または規定の事項につき解釈上疑義が生じた場合には、民法その他関係法令および慣行に従い信義を旨とし、誠意をもって協議の上決定する。

第6条 本契約に関連し裁判上の争いが生じた場合は、訴額に応じ、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。